



CHALLENGE GUIDEBOOK



ひとりひとりの夢をかたちに
日本FP協会

100
人生100年の
家計戦略

- North America - Asia - Europe - Oceania -
- South America - Africa -



CFP®資格とは

CFP®資格は、北米・アジア・ヨーロッパ・オセアニアを中心に
世界24カ国・地域(2019年11月現在)で導入されている、

「世界が認めるプロフェッショナルFPの証」で、

FPの頂点とも言える資格です。

この卓越した専門性が求められる国際的な資格保有者は
希少であり、世界で高い評価を得ています。

世界のCFP®認定者数(上位5カ国・地域)

米国	83,106人
日本	21,631人
中国	20,047人
カナダ	16,419人
オーストラリア	5,694人

-2018年末現在-

FP資格保有者数比較

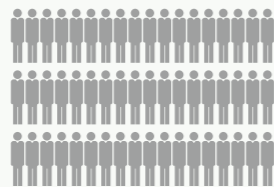
CFP®資格は
FP資格の頂点



CFP®:
22,316人



AFP:
161,071人



FP技能士(1~3級の累計):
2,085,600人(概算)

-2019年11月1日現在-

Message

AFP認定者のあなたへCFP®認定者の先輩からメッセージ

お客様の信頼に応えるために
FPのリーダーシップが
求められています。



石島 博之 さん (2006年認定)

中立的な立場でお客様のために尽くす

現在、株式会社アライアンス・トーンの代表取締役として、主に富裕層の方々を対象に、資産運用のお手伝いをしています。

富裕層のお客様には、専門性を持つ事業会社から様々な提案がありますが、その目的は自社の収益であり、専門外のもの提案されません。しかし、お客様のために大切なのは、様々な選択肢の中から最善のものを選ぶことです。そのような顧客本位の業務を最も中立的な立場で担うことが、FPの使命であると思います。

お客様の信頼に応える指南役として

CFP®認定者となってから13年になりますが、CFP®認定者だからこそお客様に選ばれる場面が増えたと感じています。

お客様は必ずしも合理的な判断をしているわけではなく、過去の成功体験や好き嫌いで運用の決断をしてしまう場合があります。一つの判断によって資産全体にどのようなリスクが発生するのか、リスクヘッジとはどうあるべきかなど、FPはお客様の視野を広げ、お金の扱い方を指南する大きな責任を担っています。

FPの総合力は圧倒的な強み

FPとして独立するうえで専門分野 = 強みがないことに不安を感じる方がいます。しかし、6分野の知識を広く活用できることは、圧倒的な強みとなります。変化の激しい時代において、一つの専門性だけでは解決できない複合的な課題が増えているため、専門スキルを組み合わせることで解決に導くリーダーが、どの分野でも必要です。お金の領域においては、お客様の視点に立って専門家・事業会社と調整を行うナビゲーターとしての存在がFPであり、今後は専門家を探す前に、顧問FPを誰にするかが最も検討されるようになるでしょう。

20歳で独立を決意。
CFP®資格で多様な仕事が
経験できています。



町田 萌 さん (2018年認定)

大学生の時にFPとして独立を決意

私がFPを目指そうと決めたのは高校3年生の時。好きな簿記の知識を活かすことができ、お金の専門家として、幅広い知識でお客様の相談に応えられる点に惹かれました。しかし大学生になって就職活動してみると、FP事務所は新卒求人が少なく、金融機関や不動産会社では特定分野の専門性が強い。そこで自分の望みを実現するために独立を決意し、6分野の知識を広く習得できるCFP®資格の取得を目標としました。

問題数よりも理解度が重要

大学卒業後、経営と実務の勉強も兼ねて税理士事務所に1年在籍した後、半年でFP事務所を開業しました。CFP®資格審査試験(以下、CFP®試験)の受験は大学時代からトライし、独立後1年で全6課目に合格しました。勉強方法に関しては、問題数をこなすより人に解説する意識で理解し、咀嚼するように学習することをおすすめします。私はこの方法に変えてから知識の定着が段違いに変わり、大きな自信につながりました。

CFP®資格で活動の幅が広がる

現在、FPサテライト株式会社の代表としてお客様へのアドバイスだけでなく、セミナー講師や記事の監修など、多様な業務を行っています。また、先輩FPや在宅で働く女性FPと協業するなど、CFP®資格を通じて活動やネットワークが広がりました。今後はSNSを活用するなど相談の場を増やすことも考えています。これから受験を検討されている方は、CFP®認定後の自分を想像して前向きな気持ちをもって挑戦してほしいと思います。

50代からのチャレンジ。
あらゆる機会を活用し、
FPとしての成長を目指します。



柏木 真一 さん (2016年認定)

将来のためにCFP®資格に挑戦

私は駅ビルやショッピングモールに飲食業のテナントを仲介する有限会社フーズネクストを経営しています。不動産業から将来はFPにシフトしたいと思い、会社経営の傍ら資格の学校に通い、2年かけてCFP®資格を取得しました。

最初の受験では復習を軽視して失敗したので、授業を受けたその日のうちに復習し、疑問点を次の授業で質問する学習法に変えたところ、深く理解できるようになりました。また、会社近くのカフェで毎朝2時間勉強することも継続しました。

FPとして貴重な経験を積む

CFP®資格の取得後、FPとして成長するために、有志の勉強会であるSG(スタディグループ)への参加や、日本FP協会の支部活動を経験し、これまで縁がなかったFP業界の人脈が一気に広がりました。また、協会本部の「くらしとお金のFP相談室」の相談員を2年間担当しました。FPとしての自信が広がってきたので、協会のCFP®認定者検索システムに登録し、そこから相談の依頼が来るようになりました。

FPの知識を広め、喜んでもらいたい

お客様には、お金の基礎知識をもっと理解してもらいたいと感じていて、FPの知識を広め、喜んでもらう活動をしていきたいと思っています。そのためにはCFP®資格の知識が必要です。6課目合格するのは楽ではないですが、合格後には自分の可能性が大きく開けます。私は50歳を過ぎてからの挑戦となりましたが、毎日コツコツと学習を続けられれば、必ず身につきます。どうか諦めずにチャレンジしてほしいです。

CFP®資格の取得により
お客様に付加価値を
提供できるようになりました。



山本 永遠 さん (2014年認定)

お客様に付加価値を提供したい

現在、みずほ証券株式会で資産運用のコンサルティング営業を行っています。富裕層のお客様が多く、金融商品や不動産に精通されている方も少なくありません。そこでCFP®資格を取得することで、自分の専門分野である資産運用にとどまらず、幅広い解決策の中からお客様のために価値のある提案ができるようになりたいと思いました。

営業社員から相談相手にランクアップ

CFP®資格の取得前は、お客様の話に相槌を打つことも多い状態でしたが、取得後は専門外の不動産や相続などに関しても話の内容を理解してコメントすることができるようになり、格段に会話が弾むようになりました。その結果、証券会社の営業社員から、資産運用の相談相手へと、お客様とのコミュニケーションのステージが変わったことを実感しています。

短期集中で一気に学ぶ

CFP®試験合格を目指して私が投資したのは時間です。最新の参考書と問題集を購入し、独学で勉強に専念した3か月間、休日は食事や睡眠などを除き、すべての時間を勉強にあてました。仕事と勉強を両立するのは大変でしたが、3か月間集中してチャレンジし、お客様からの信頼に繋がる資格を手に入れることができたことに満足しています。

CFP®資格の取得はスタートライン

CFP®資格の取得後、教養を深めるため、世界の主要な美術館を訪ねたり、ソムリエの資格を取得したりしました。CFP®認定者となったことで満足せず、今後も様々な知識を深め、お客様に付加価値を提供できるよう自己研鑽を継続していきたいと思っています。

※ 肩書・所属はインタビュー当時(2019年10月)

| 学習方法 |

自分に合った学習方法を見つけよう。

CFP®試験対策講座の受講

CFP®試験対策講座は、Myページメインメニューの「CFP®になる!」からご覧いただけます。

実施機関	日本FP協会認定教育機関 6社(2019年11月現在)
受講形態	①通学 ②通信(DVD/WEB/テキスト)
受講回数	1回~8回程度(1課目あたりの目安)
講座内容	<ul style="list-style-type: none"> 基本講座・応用講座・模擬試験など 1課目から全6課目まで選択可能
継続教育単位	受講を修了すると継続教育単位を取得できます。

[メリット]

- 短期間で計画的に学べる
- さまざまなサポートが受けられる

ここも POINT



知識の定着を図ろう

→ 講座受講中のノートは、課目ごとにファイリングしストックすると、作業をとおして知識が定着していく。

過去問題集を活用しよう

→ 同じ問題集を何度も解いて解き方に慣れる。弱点部分をピックアップし、徹底攻略する。

CFP®資格標準テキストや過去問題集で学習

使用教材: CFP®資格標準テキスト・過去問題集(3年分)

スケジュール例

6ヵ月前	テキストを一通り読む
3ヵ月前	過去問題を試験時間内で解く → 間違えた問題を確認し、考え方を理解する
1ヵ月前	間違えた問題だけを再度解く → 間違えた問題を確認し、考え方を理解する → 間違えた問題だけ正解するまで繰り返す
1週間前	再度、試験時間内で全問題を解く

[メリット]

- 都合のよい時間や場所で学習できる
- 費用が抑えられる

書籍のご案内



販売サイト

<https://ssl.store.jafp.or.jp/>



| 苦手課目対策 |

6課目あれば、苦手課目があっても当然。以下の対策もヒントに。



心構え

- 合格後の自分をイメージしてモチベーションを維持
- 「苦手」と思わないことが大事

学習

- 合格者のアドバイスを取り入れる
→ 日本FP協会のホームページやFPジャーナルで情報収集する
- 間違えた問題を記載したカードを作成する
→ 間違えた(覚えにくい、理解しがたい)問題を1問ずつカードにして、毎日解答する
- 実際に作業をしてみる
→ 例えば、実際の確定申告書を利用し、金額を記入して仕組みを理解する

その他

- 日常生活の中で、関連するテーマにアンテナを張る
→ テキストで馴染みのない用語は、金融小説などを読んで理解する
- 情報を入手したら学習したと結び付けて考える

| 学習時間・場所 |

休日とすき間時間を活用!
集中するには図書館やカフェが効果的。



■ 休日を活用

- 時間を決めて、休憩をとりながら集中学習
- 模擬試験や集中講座の受講

■ すき間時間を活用

- カードや音声教材を携帯し、通勤・通学時間や移動時間を徹底利用
- 出勤前の30分、就寝前の30分で毎日学習
- 始業前の15分で時事問題対策として、新聞やインターネットで役立つ情報をストック

■ 図書館・カフェで集中学習

まとまった時間がある時は、図書館やカフェなど自宅外で学習するのも効果的

■ 学習を日常生活に取り入れる

用語や計算式を書いた紙を目につく場所に貼って、いつでも反復学習



出願課目、どの組み合わせが効率的?

CFP®試験では、関連する課目を同じ回の試験で複数受験する方が多くいます。一番多い組み合わせは「タックスプランニング+相続・事業承継設計」(2019年度第1回、第2回共)。その他、「ライフプランニング・リタイアメントプランニング+リスクと保険」、「金融資産運用設計+不動産運用設計」、「リスクと保険+タックスプランニング」等も多い組み合わせです。

ライフプランニング・リタイアメントプランニング

2018年度第1回試験 <問題27>

国民年金の第1号被保険者には、保険料の免除制度および納付猶予制度がある。これらの制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、免除および納付猶予の要件を満たしているものとし、保険料免除等の申請を8月に行ったものとする。

- 被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、その所得額に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除される。
- 配偶者から暴力を受けていることにより配偶者と住居が異なり、保険料納付が困難な被保険者は、本人のみの前年所得により保険料が免除される。
- 50歳未満の被保険者(学生ではない)は、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、保険料納付が猶予される。
- 前年の所得が一定額以下の被保険者が学生になった場合、保険料免除制度と学生納付特例制度のいずれかを選択することができる。



解答・解説 正解 4 国民年金保険料の免除制度・猶予制度

免除等の判定の対象は、前年の所得による。なお、1月～6月までの月分の保険料については、前々年の所得による(国民年金法第90条、同法施行規則第77条の2)。

- 適切。所得による免除を受けるには、被保険者のみならず被保険者の配偶者および世帯主の所得が、免除基準に該当しなければならない。
- 適切。配偶者から暴力を受けていることにより配偶者と住居が異なり、保険料納付が困難な被保険者は、本人の前年所得により免除される。
- 適切。学生ではない50歳未満の被保険者の納付猶予制度は、世帯主の所得にかかわらず、被保険者および配偶者の所得に基づく。
- 不適切。学生である期間については、申請全額免除、申請一部免除および納付猶予の対象にならない。

タックスプランニング

2018年度第2回試験 <問題28>

長谷川さんの2018年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、長谷川さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

所得の区分	金額	備考
事業所得	▲450万円	
不動産所得	390万円	
譲渡所得	▲20万円	営業用車両の譲渡による損失である。
一時所得	150万円	生命保険契約の解約による所得である。
雑所得	▲30万円	

- 5万円
- 20万円
- 35万円
- 70万円



解答・解説 正解 3 各種所得の損益通算による総所得金額の計算

3. が正しい。

- 経常所得グループ内での通算
▲450万円(事業所得の金額) + 390万円(不動産所得の金額) = ▲60万円
雑所得の損失は損益通算の対象とはならず、その損失はなかったものとされる。
- 譲渡・一時所得グループ内での通算
▲20万円(譲渡所得の金額) + 150万円(一時所得の金額、2分の1前の金額) = 130万円
事業用固定資産の売却による損益は事業所得に含めず、譲渡所得に含めることとされている。よって営業用車両の譲渡による所得は、総合課税の譲渡所得となり、損失の金額は他の所得と損益通算できる。
- 経常所得グループと譲渡・一時所得グループとの損益通算
① + ② = 70万円
- 総所得金額
③ × 1/2 = 35万円
長期譲渡所得の金額および一時所得の金額については、損益通算後の金額を2分の1した金額が総所得金額に算入される。

※ 出題した試験問題をそのまま掲載しています。制度の変更・終了等による修正は加えていません。

過去問題の効果的な取り組み方法

認定教育機関の教材は、同傾向の問題が順番にまとめられているものが多くなっています。この学習方法は、同様の問題に連続して取り組むことで、問題への慣れ・対応力アップにつながります。

過去問題を「横に始めて、縦に終わる」

- 過去問題を、過去3回分並べ。
- 問題1だけを、3回分続けて解く。
- この手順で、問題50まで解く。
- それを、3回繰り返す。
- この作業の後、問題1から50まで解く。

※ 必要なら、問題毎のノートを作成。
この場合、1問に見聞き2ページを充てる。

この方法
により



「得意が増えて、苦手が減る」

- 同傾向の問題が案に解けるようになる。
- 確実に解ける問題が増える。
- 苦手を克服しやすくなる。

CFP®試験に関する詳細は日本FP協会ホームページをご覧ください。

[CFP®試験概要]

1. 日程(6月・11月の年2回)

	試験時間	試験課目
試験 第1日目	9:30~11:30	金融資産運用設計
	12:30~14:30	不動産運用設計
	15:30~17:30	ライフプランニング・リタイアメントプランニング
試験 第2日目	9:30~11:30	リスクと保険
	12:30~14:30	タックスプランニング
	15:30~17:30	相続・事業承継設計

- CFP®資格を取得するためには、すべての課目に合格しなければなりません。1課目ずつの受験および合格が認められています。
- 出題形式はマルチプルチョイス方式(四肢択一式)、試験時間は各2時間(120分)です。各課目の出題数は各50問、配点は1問2点の均一配点(100点満点)です。

2. 会場

札幌、仙台、宇都宮、東京、神奈川、新潟、金沢、静岡、名古屋、京都、大阪、広島、高松、福岡、熊本、那覇(2019年度実績)

3. 受験料(税込)

1課目	¥ 5,500
2課目	¥ 9,900
3課目	¥ 14,300
4課目	¥ 18,700
5課目	¥ 23,100
6課目	¥ 27,500

CFP®試験に役立つ情報が満載！ 日本FP協会ホームページのコンテンツをご活用ください



協会ホームページの「FP資格取得を目指す」から…

- CFP®資格チャレンジガイド
- CFP®試験合格への道 ほか

最新の試験問題はここから

Myページメインメニューの「CFP®になる!」から…

- CFP®試験問題・模範解答・合格ライン・レビュー
- CFP®試験過去問ピックアップ解説! ほか

Myページへの
アクセス、ご登録はこちらから

Myページ

検索

<https://members.jafp.or.jp/>



CFP®試験に関するお問い合わせは

試験業務部 ☎ **03-5403-9900** <9:00~17:30 / 土日・祝日・年末年始を除く>

日本FP協会ホームページ <https://www.jafp.or.jp/>

特定非営利活動法人(NPO法人)

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

本部事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス5F

大阪事務所 〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-4-19 マニユライフプレイス堂島5F

CFP®ロゴマーク、CFP®, CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®, およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。AFP, AFFILIATED FINANCIAL PLANNERおよびアフィリエイトッド ファイナンシャル プランナーは、NPO法人日本FP協会の登録商標です。